

繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、繁華街エリアにおいて新規出店等を行うものに対し、補助金を交付することにより、繁華街エリアの活性化や魅力向上を促進し、もって市内のナイトタイムエコノミーの促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「繁華街エリア」とは、別表1及び別図に定める区域とする。

2 この要綱において、「ナイトタイムエコノミー」とは18時から24時までの経済活動とする。

3 この要綱において、「空き店舗」とは繁華街エリアにおける店舗であって、商業活動等が行われていないものをいう。

4 この要綱において、「新規出店」とは、繁華街エリアにおける空き店舗を賃借し、新たに事業を開始することをいう。

5 この要綱において、「リニューアル」とは、更なる誘客を目指して、新サービスの提供や新業態への変更など事業規模の拡大を図るための店舗改装等を行うことで、営業者が店舗の魅力向上を図ることをいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ナイトタイムエコノミーの促進が図られる事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 繁華街エリアへの出店を行う事業であること。

(2) 小売業又はサービス業に属する事業であること。

(3) 1日の営業において、18時～24時までの時間帯で最低3時間以上営業すること。

(4) リニューアルにおいては、サービス内容の変更・追加や事業規模の拡大を図るための店舗改装等を行うことで更なる誘客が期待できる内容が計画されていること。

2 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請の際既に市の同種の補助金の交付又はその他の助成手段による助成を受け、又は受けることと決定している事業については、補助の対象としない。

(補助金の交付対象者)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付を受けることができる対象者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと思われる者でないこと。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の交付）

- 第5条 市長は、第1条の目的の達成に資するため、別表2に掲げる各補助対象事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助金の額は、別表2に定める補助金交付基準額のとおりとする。ただし、百円未満の端数は切り捨てるものとする。
 - 3 改装費による申請の場合、工事の施工（設計を含む）については、原則、市内事業者への発注を行うものとする。

（年度を超える補助事業）

- 第6条 補助事業のうち、賃借料の補助申請を行う場合は、最大12か月分申請ができる。事業開始年度で交付決定した補助期間が12か月に満たない場合、12か月から既に決定された補助期間を差し引いた期間を次年度に補助申請することができる。次年度に補助申請をする場合、前条及び別表2の規定にかかわらず、事業開始年度の補助期間と合算して12か月を超える部分及び事業開始年度からの当該補助事業に対する補助金相当額と通算して75万円を超える部分は、補助金の対象としない。

（事業計画の協議）

- 第7条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ補助事業の計画について市長と必要な協議を行わなければならない。

（交付申請の提出）

- 第8条 補助金の交付を受けようとするものは、別に定める補助金交付申請書を添付し、市長に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第9条 前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。
- 2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した前条に規定する書面等により行われたものとみなす。
 - 3 第1項の規定により行われた申請等については、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該市の機関等に到達したものとみなす。

(補助金の交付決定)

第10条 市長は、第8条の規定による申請を受け付けたときは、その内容を審査し、当該申請の補助金の交付の可否について決定のうえ、その旨を別に定める方法により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは（ただし、賃借料の場合は各期の補助事業期間が終了した後）、その日から20日以内に、別に定める補助金実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、別に定める方法により当該額を補助事業者へ通知するとともに、速やかに当該額の補助金を交付するものとする。

(変更又は中止の申請)

第13条 補助事業者は、当該補助金の交付決定通知後において、当該補助金交付決定の内容に変更が生ずるとき、又は当該補助金交付決定後3年以内に市長が認める正当な理由なく中止しようとするときは、速やかに、別に定める補助金交付変更(中止)承認申請書を提出して市長の承認を得なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときはこの限りではない。

2 前項の規定による変更又は中止の承認申請があった場合、市長は決定の内容を審査し、その旨を別に定める方法により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、取消しにより補助事業者が損害があっても、市長はその損害の責めを負わないものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (4) 別に定める暴力団排除に関する宣誓及び同意事項に反する事実があったとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 第3条に定める補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- (7) 第4条に定める補助金の交付対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (8) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合には、別に定める方法により、通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、別に定める方法により、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 前項の場合においては、市長は返還を命ずるべき者に対し、北九州市補助金等交付規則第20条の例による違約加算金及び延滞金を請求できる。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けて取得した財産を、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸付けしてはならない。

3 市長は、前項に規定する財産を補助金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸付けに供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還させることができる。

(北九州市補助金等交付規則との関係)

第17条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、北九州市補助金等交付規則（昭和41年北九州市規則第27号）の定めるところによる。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が別に定める。

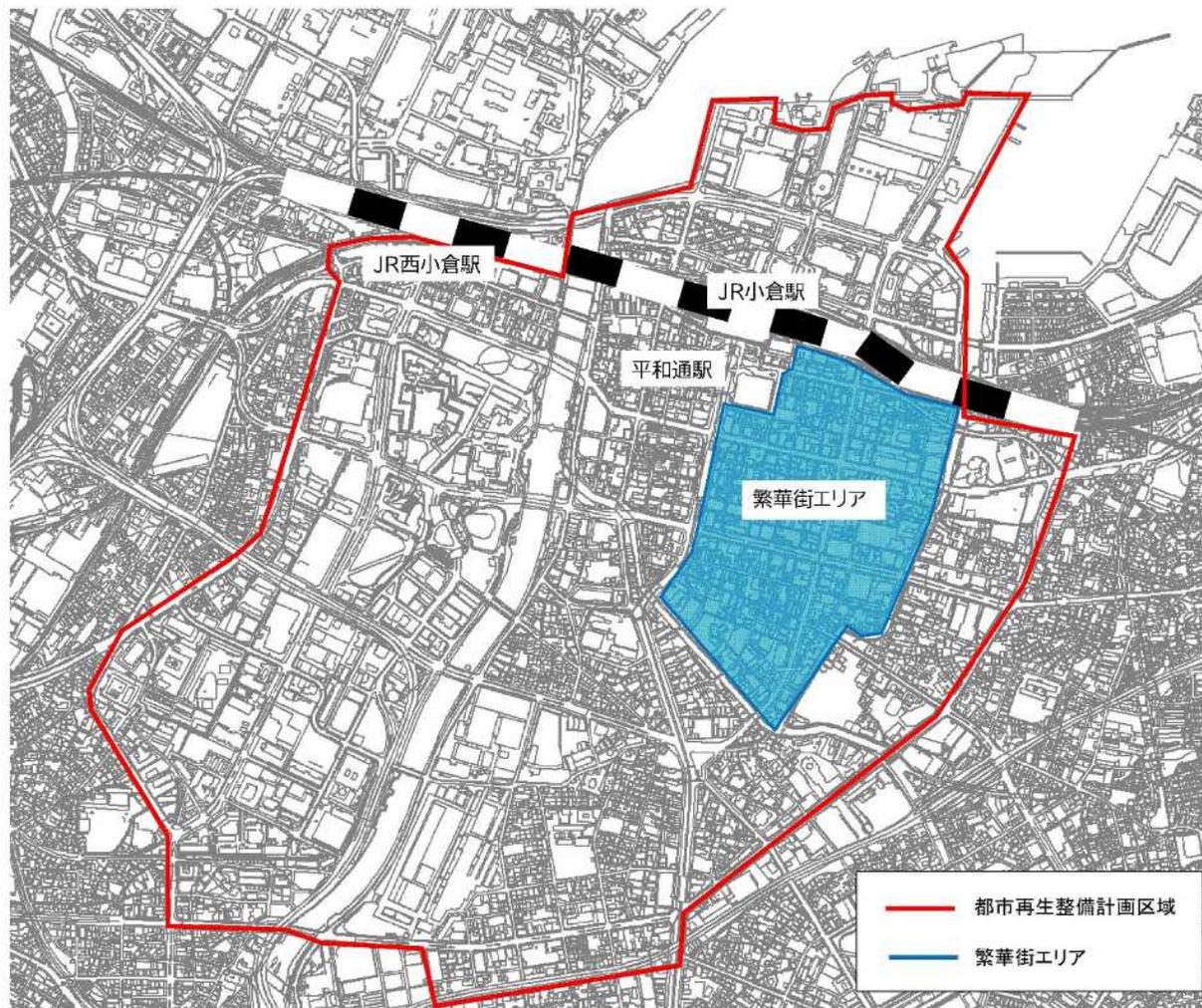
付則

この要綱は、令和7年6月27日から施行する。

別表1 第2条関係

小倉北区京町三丁目の一部
小倉北区京町四丁目の一部
小倉北区米町
小倉北区鍛冶町
小倉北区堺町
小倉北区紺屋町
小倉北区古船場町

別図 第2条関係



別表2 第5条関係

事業名	事業内容	補助金交付基準
<p>繁華街エリアにおける新規出店支援事業</p>	<p>繁華街エリアに存する空き店舗を賃借して、小売業又はサービス業に属する事業を行う店舗として営業を開始する事業</p>	<p>新規出店を行う者で、賃借した空き店舗の改装（賃借後最初に行うものに限る。）に係る費用で市長が適当と認めるもの又は空き店舗の賃借料のいずれかの2分の1に相当する額（その額が75万円を超えるときは75万円）</p>

繁華街エリアにおけるリニューアル支援事業	繁華街エリアにて営業を行う店舗が、店舗の改装等を行って営業する事業	サービス内容の変更・追加や事業規模の拡大を図るための店舗改装等（申請後最初に行うものに限る。）に係る費用で市長が適当と認めるものの2分の1に相当する額（その額が75万円を超えるときは75万円）
----------------------	-----------------------------------	--